

日本水道協会水道用ダクティル鑄鉄管検査施行要項 対比表

改正前	改正後	備考
	<p>日本水道協会 水道用ダクティル鑄鉄管検査施行要項 (追補)</p> <p>令和2年2月27日一部改正</p> <p>日本水道協会水道用ダクティル鑄鉄管検査施行要項 平成29年4月5日を次のように一部改正する。</p>	<p>浸出性能の基準値を削除し、「日本水道協会検査通則」を参照するよう改める。</p>
	<p>別紙2の基準を「日本水道協会水道用品検査通則の別表1による。」に置き換える。</p>	

日本水道協会水道用ダクタイル鑄鉄異形管検査施行要項 対比表

改正前	改正後	備考
	<p>日本水道協会 水道用ダクタイル鑄鉄異形管検査施行要項（追補）</p> <p>令和2年2月27日一部改正</p> <p>日本水道協会水道用ダクタイル鑄鉄異形管検査施行要項 平成29年4月5日を次のように一部改正する。</p>	<p>浸出性能の基準値を削除し、「日本水道協会検査通則」を参照するよう改める。</p>
	<p>別紙2の基準を「日本水道協会水道用品検査通則の別表1による。」に置き換える。</p>	

**日本水道協会水道用ダクティル鑄鉄管及び異形管用接合部品検査施行要項 対比表**

改 正 前	改 正 後	備 考
	<p style="text-align: center;">日 本 水 道 協 会 水道用ダクティル鑄鉄管及び異形管用接合部品検査施行要項（追補）</p> <p style="text-align: right;">令和 2 年 2 月 27 日一部改正</p> <p>日本水道協会水道用ダクティル鑄鉄管及び異形管用接合部品検査施行要項 平成 29 年 4 月 5 日を次のように一部改正する。</p>	<p style="color: red;">浸出性能の基準値を削除し、「日本水道協会検査通則」を参照するよう改める。</p>
	<p><b>別紙 2</b> の基準を「日本水道協会水道用品検査通則の<b>別表 1</b> による。」に置き換える。</p>	

**日本水道協会水道用硬質ポリ塩化ビニル管のダクティル鑄鉄異形管検査施行要項 対比表**

改 正 前	改 正 後	備 考
	<p style="text-align: center;">日 本 水 道 協 会 水道用硬質ポリ塩化ビニル管のダクティル鑄鉄異形管検査施行要項（追補）</p> <p style="text-align: right;">令和 2 年 2 月 27 日一部改正</p> <p>日本水道協会水道用硬質ポリ塩化ビニル管のダクティル鑄鉄異形管検査施行要項 平成 26 年 4 月 1 日を次のように一部改正する。</p>	<p>浸出性能の基準値を削除し、「日本水道協会検査通則」を参照するよう改める。</p>
	<p><b>別紙 1</b> の品質規定を「日本水道協会水道用品検査通則の<b>別表 1</b>による。」に置き換える。</p>	

日本水道協会水道用塗覆装鋼管検査施行要項 対比表

改正前	改正後	備考
	<p>日本水道協会 水道用塗覆装鋼管検査施行要項 (追補)</p> <p>令和 2 年 2 月 27 日一部改正</p> <p>日本水道協会水道用塗覆装鋼管検査施行要項 平成 27 年 4 月 10 日を次のように一部改正する。</p>	<p>浸出性能の基準値を削除し、「日本水道協会検査通則」を参照するよう改める。</p>
	<p>別紙の基準を「日本水道協会水道用品検査通則の別表 1 による。」に置き換える。</p>	

日本水道協会水道用塗覆装鋼管の異形管検査施行要項 対比表

改正前	改正後	備考
	<p>日本水道協会 水道用塗覆装鋼管の異形管検査施行要項（追補）</p> <p>令和2年2月27日一部改正</p> <p>日本水道協会水道用塗覆装鋼管の異形管検査施行要項 平成27年4月10日を次のように一部改正する。</p>	<p>浸出性能の基準値を削除し、「日本水道協会検査通則」を参照するよう改める。</p>
	<p>別紙の基準を「日本水道協会水道用品検査通則の別表1による。」に置き換える。</p>	

**日本水道協会水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管検査施行要項 対比表**

改 正 前	改 正 後	備 考
	<p style="text-align: center;">日 本 水 道 協 会 水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管検査施行要項（追補）</p> <p style="text-align: right;">令和 2 年 2 月 27 日一部改正</p> <p>日本水道協会水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管検査施行要項 平成 28 年 4 月 25 日を次のように一部改正する。</p>	<p>浸出性能の基準値を削除し、「日本水道協会検査通則」を参照するよう改める。</p>
	<p><b>別紙表 1</b> の基準を「日本水道協会水道用品検査通則の<b>別表 2</b> による。」に置き換える。 <b>別紙表 2</b> の基準を「日本水道協会水道用品検査通則の<b>別表 1</b> による。」に置き換える。</p>	

**日本水道協会水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管検査施行要項 対比表**

改 正 前	改 正 後	備 考
	<p style="text-align: center;">日 本 水 道 協 会 水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管検査施行要項（追補）</p> <p style="text-align: right;">令和 2 年 2 月 27 日一部改正</p> <p>日本水道協会水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管検査施行要項 平成 28 年 4 月 25 日を次のように一部改正する。</p>	<p style="color: red;">浸出性能の基準値を削除し、「日本水道協会検査通則」を参照するよう改める。</p>
	<p><b>別紙表 1</b> の「残留塩素の減量」の「90±2℃の浸出液」以外の基準を「日本水道協会水道用品検査通則の<b>別表 2</b>による。」に置き換える。</p>	



日本水道協会水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管検査施行要項 対比表

改正前	改正後	備考
	<p>日本水道協会 水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管検査施行要項（追補）</p> <p>令和2年2月27日一部改正</p> <p>日本水道協会水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管検査施行要項 平成28年4月25日を次のように一部改正する。</p>	<p>浸出性能の基準値を削除し、「日本水道協会検査通則」を参照するよう改める。</p>
	<p>別紙表1の基準を「日本水道協会水道用品検査通則の別表2による。」に置き換える。 別紙表2の基準を「日本水道協会水道用品検査通則の別表1による。」に置き換える。</p>	

日本水道協会水道用ライニング管用管端防食形継手検査施行要項 対比表

改正前	改正後	備考
	<p style="text-align: center;">日本水道協会 水道用ライニング管用管端防食形継手検査施行要項（追補）</p> <p style="text-align: right;">令和2年2月27日一部改正</p> <p>日本水道協会水道用ライニング管用管端防食形継手検査施行要項 平成15年10月1日を次のように一部改正する。</p>	<p>浸出性能の基準値を削除し、「日本水道協会検査通則」を参照するよう改める。</p>
	<p><b>別紙1</b>の品質規定を「日本水道協会水道用品検査通則の<b>別表2</b>による。」に置き換える。 <b>別紙2</b>の品質規定を「日本水道協会水道用品検査通則の<b>別表1</b>による。」に置き換える。</p>	

**日本水道協会水道用バタフライ弁及び水道用大口径バタフライ弁検査施行要項 対比表**

改 正 前	改 正 後	備 考
	<p style="text-align: center;">日 本 水 道 協 会 水道用バタフライ弁及び水道用大口径バタフライ弁検査施行要項（追補）</p> <p style="text-align: right;">令和 2 年 2 月 27 日一部改正</p> <p>日本水道協会水道用バタフライ弁及び水道用大口径バタフライ弁検査施行要項 平成26年9月18日を次のように一部改正する。</p>	<p style="color: red;">浸出性能の基準値を削除し、「日本水道協会検査通則」を参照するよう改める。</p>
	<p><b>別紙</b>の品質規定を「日本水道協会水道用品検査通則の<b>別表 1</b>による。」に置き換える。</p>	

日本水道協会水道用ソフトシール仕切弁検査施行要項 対比表

改正前	改正後	備考
	<p style="text-align: center;">日本水道協会 水道用ソフトシール仕切弁検査施行要項（追補）</p> <p style="text-align: right;">令和2年2月27日一部改正</p> <p>日本水道協会水道用ソフトシール仕切弁検査施行要項 平成29年4月5日を次のように一部改正する。</p>	<p>浸出性能の基準値を削除し、「日本水道協会検査通則」を参照するよう改める。</p>
	<p>別紙1の基準を「日本水道協会水道用品検査通則の別表1による。」に置き換える。</p>	

日本水道協会水道用ダクタイ爾鑄鉄仕切弁検査施行要項 対比表

改 正 前	改 正 後	備 考
	<p>日 本 水 道 協 会 水道用ダクタイ爾鑄鉄仕切弁検査施行要項 (追補)</p> <p>令和 2 年 2 月 27 日一部改正</p> <p>日本水道協会水道用ダクタイ爾鑄鉄仕切弁検査施行要項 平成 26 年 9 月 18 日を次のように一部改正する。</p>	<p>浸出性能の基準値を削除し、「日本水道協会検査通則」を参照するよう改める。</p>
	<p>別紙 1 の品質規定を「日本水道協会水道用品検査通則の別表 1 による。」に置き換える。</p>	

日本水道協会水道用歯車付仕切弁検査施行要項 対比表

改正前	改正後	備考
	<p>日本水道協会 水道用歯車付仕切弁検査施行要項（追補）</p> <p>令和2年2月27日一部改正</p> <p>日本水道協会水道用歯車付仕切弁検査施行要項 平成26年9月18日を次のように一部改正する。</p>	<p>浸出性能の基準値を削除し、「日本水道協会検査通則」を参照するよう改める。</p>
	<p>別紙の品質規定を「日本水道協会水道用品検査通則の別表1による。」に置き換える。</p>	

**日本水道協会水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル性ソフトシール仕切弁検査施行要項 対比表**

改 正 前	改 正 後	備 考
	<p style="text-align: center;">日 本 水 道 協 会 水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル性ソフトシール仕切弁検査施行要項（追補）</p> <p style="text-align: right;">令和 2 年 2 月 27 日一部改正</p> <p>日本水道協会水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル性ソフトシール仕切弁検査施行要項 平成 26 年 4 月 1 日を次のように一部改正する。</p>	<p style="color: red;">浸出性能の基準値を削除し、「日本水道協会検査通則」を参照するよう改める。</p>
	<p><b>別紙 1</b> の品質規定を「日本水道協会水道用品検査通則の<b>別表 1</b>による。」に置き換える。</p>	

日本水道協会水道用急速空気弁検査施行要項 対比表

改正前	改正後	備考
	<p>日本水道協会 水道用急速空気弁検査施行要項（追補）</p> <p>令和2年2月27日一部改正</p> <p>日本水道協会水道用急速空気弁検査施行要項 平成26年9月18日を次のように一部改正する。</p>	<p>浸出性能の基準値を削除し、「日本水道協会検査通則」を参照するよう改める。</p>
	<p>別紙1の品質規定を「日本水道協会水道用品検査通則の別表1による。」に置き換える。</p>	



日本水道協会水道用補修弁検査施行要項 対比表

改正前	改正後	備考
	<p>日本水道協会 水道用補修弁検査施行要項（追補）</p> <p>令和2年2月27日一部改正</p> <p>日本水道協会水道用補修弁検査施行要項 平成26年9月18日を次のように一部改正する。</p>	<p>浸出性能の基準値を 削除し、「日本水道協会検査通則」を参照 するよう改める。</p>
	<p>別紙1の品質規定を「日本水道協会水道用品検査通則の別表1による。」に置き換える。</p>	

**日本水道協会水道用サドル付分水栓検査施行要項 対比表**

改 正 前	改 正 後	備 考
	<p style="text-align: center;">日 本 水 道 協 会 水道用サドル付分水栓検査施行要項（追補）</p> <p style="text-align: right;">令和 2 年 2 月 27 日一部改正</p> <p>日本水道協会水道用サドル付分水栓検査施行要項 平成 25 年 11 月 19 日を次のように一部改正する。</p>	<p>浸出性能の基準値を削除し、「日本水道協会検査通則」を参照するよう改める。</p>
	<p><b>別紙 1</b> の基準を「日本水道協会水道用品検査通則の<b>別表 2</b> による。」に置き換える。</p>	

日本水道協会水道用逆流防止弁検査施行要項 対比表

改正前	改正後	備考
	<p>日本水道協会 水道用逆流防止弁検査施行要項（追補）</p> <p>令和2年2月27日一部改正</p> <p>日本水道協会水道用逆流防止弁検査施行要項 平成25年11月19日を次のように一部改正する。</p>	<p>浸出性能の基準値を削除し、「日本水道協会検査通則」を参照するよう改める。</p>
	<p>別紙の基準を「日本水道協会水道用品検査通則の別表2による。」に置き換える。</p>	

日本水道協会水道用ステンレス製サドル付分水栓検査施行要項 対比表

改正前	改正後	備考
	<p style="text-align: center;">日本水道協会 水道用ステンレス製サドル付分水栓検査施行要項（追補）</p> <p style="text-align: right;">令和2年2月27日一部改正</p> <p>日本水道協会水道用ステンレス製サドル付分水栓検査施行要項 平成19年12月6日を次のように一部改正する。</p>	<p>浸出性能の基準値を削除し、「日本水道協会検査通則」を参照するよう改める。</p>
	<p>別紙の品質規定及び基準を「日本水道協会水道用品検査通則の別表1による。」に置き換える。</p>	

日本水道協会水道用ステンレス製ボール止水栓検査施行要項 対比表

改正前	改正後	備考
	<p>日本水道協会 水道用ステンレス製ボール止水栓検査施行要項（追補）</p> <p>令和 2 年 2 月 27 日一部改正</p> <p>日本水道協会水道用ステンレス製ボール止水栓検査施行要項 平成 19 年 12 月 6 日を次のように一部改正する。</p>	<p>浸出性能の基準値を削除し、「日本水道協会検査通則」を参照するよう改める。</p>
	<p>別紙の品質規定及び基準を「日本水道協会水道用品検査通則の別表 1 による。」に置き換える。</p>	

日本水道協会水道用銅管検査施行要項 対比表

改正前	改正後	備考
	<p style="text-align: center;">日本水道協会 水道用銅管検査施行要項（追補）</p> <p style="text-align: right;">令和 2 年 2 月 27 日一部改正</p> <p>日本水道協会水道用銅管検査施行要項 平成 16 年 3 月 30 日を次のように一部改正する。</p>	<p>浸出性能の基準値を削除し、「日本水道協会検査通則」を参照するよう改める。</p>
	<p><b>表 2</b> の品質規定を「日本水道協会水道用品検査通則の<b>別表 2</b> による。」に置き換える。  <b>表 3</b> の品質規定を「日本水道協会水道用品検査通則の<b>別表 1</b> による。」に置き換える。</p>	

日本水道協会水道用銅管継手検査施行要項 対比表

改 正 前	改 正 後	備 考
	<p style="text-align: center;">日 本 水 道 協 会 水道用銅管継手検査施行要項（追補）</p> <p style="text-align: right;">令和 2 年 2 月 27 日一部改正</p> <p>日本水道協会水道用銅管継手検査施行要項 平成 16 年 3 月 30 日を次のように一部改正する。</p>	<p>浸出性能の基準値を削除し、「日本水道協会検査通則」を参照するよう改める。</p>
	<p><b>表 3</b> の品質規定を「日本水道協会水道用品検査通則の<b>別表 2</b>による。」に置き換える。 <b>表 4</b> の品質規定を「日本水道協会水道用品検査通則の<b>別表 1</b>による。」に置き換える。</p>	

日本水道協会水道用硬質ポリ塩化ビニル管検査施行要項 対比表

改正前	改正後	備考
	<p>日本水道協会 水道用硬質ポリ塩化ビニル管検査施行要項（追補）</p> <p>令和2年2月27日一部改正</p> <p>日本水道協会水道用硬質ポリ塩化ビニル管検査施行要項 平成29年4月5日を次のように一部改正する。</p>	<p>浸出性能の基準値を削除し、「日本水道協会検査通則」を参照するよう改める。</p>
	<p>別紙1表1及び表2の基準を「日本水道協会水道用品検査通則の別表1による。」に置き換える。</p>	



日本水道協会水道用硬質ポリ塩化ビニル管継手検査施行要項 対比表

改正前	改正後	備考
	<p style="text-align: center;">日本水道協会 水道用硬質ポリ塩化ビニル管継手検査施行要項（追補）</p> <p style="text-align: right;">令和2年2月27日一部改正</p> <p>日本水道協会水道用硬質ポリ塩化ビニル管継手検査施行要項 平成29年4月5日を次のように一部改正する。</p>	<p>浸出性能の基準値を削除し、「日本水道協会検査通則」を参照するよう改める。</p>
	<p>別紙1表1及び表2の基準を「日本水道協会水道用品検査通則の別表1による。」に置き換える。</p>	

日本水道協会水道配水用ポリエチレン管検査施行要項 対比表

改正前	改正後	備考
	<p>日本水道協会 水道配水用ポリエチレン管検査施行要項（追補）</p> <p>令和2年2月27日一部改正</p> <p>日本水道協会水道配水用ポリエチレン管検査施行要項 平成30年3月30日を次のように一部改正する。</p>	<p>浸出性能の基準値を削除し、「日本水道協会検査通則」を参照するよう改める。</p>
	<p>表2の浸出性の性能を「日本水道協会水道用品検査通則の別表1による。」に置き換える。</p>	

日本水道協会水道配水用ポリエチレン管継手検査施行要項 対比表

改正前	改正後	備考
	<p>日本水道協会 水道配水用ポリエチレン管継手検査施行要項（追補）</p> <p>令和2年2月27日一部改正</p> <p>日本水道協会水道配水用ポリエチレン管継手検査施行要項 平成30年3月30日を次のように一部改正する。</p>	<p>浸出性能の基準値を削除し、「日本水道協会検査通則」を参照するよう改める。</p>
	<p>表2の浸出性の性能を「日本水道協会水道用品検査通則の別表1による。」に置き換える。</p>	

日本水道協会水道用接合用、組立用ボルト及びナット類検査施行要項 対比表

改正前	改正後	備考
	<p>日本水道協会 水道用接合用、組立用ボルト及びナット類検査施行要項（追補）</p> <p>令和2年2月27日一部改正</p> <p>日本水道協会水道用接合用、組立用ボルト及びナット類検査施行要項 平成29年4月5日を次のように一部改正する。</p>	<p>浸出性能の基準値を削除し、「日本水道協会検査通則」を参照するよう改める。</p>
	<p>別紙の基準を「日本水道協会水道用品検査通則の別表1による。」に置き換える。</p>	

日本水道協会水道用水密保持用ゴム検査施行要項 対比表

改正前	改正後	備考
	<p>日本水道協会 水道用水密保持用ゴム検査施行要項（追補）</p> <p>令和2年2月27日一部改正</p> <p>日本水道協会水道用水密保持用ゴム検査施行要項 平成29年4月5日を次のように一部改正する。</p>	<p>浸出性能の基準値を削除し、「日本水道協会検査通則」を参照するよう改める。</p>
	<p>別紙1の基準を「日本水道協会水道用品検査通則の別表2による。」に置き換える。 別紙2の基準を「日本水道協会水道用品検査通則の別表1による。」に置き換える。</p>	

日本水道協会水道用ダクティル鑄鉄管モルタルライニング検査施行要項 対比表

改正前	改正後	備考
	<p>日本水道協会 水道用ダクティル鑄鉄管モルタルライニング検査施行要項（追補）</p> <p>令和2年2月27日一部改正</p> <p>日本水道協会水道用ダクティル鑄鉄管モルタルライニング検査施行要項 平成27年10月29日を次のように一部改正する。</p>	<p>浸出性能の基準値を削除し、「日本水道協会検査通則」を参照するよう改める。</p>
	<p>表1の基準を「日本水道協会水道用品検査通則の別表1による。」に置き換える。</p>	

**日本水道協会水道用ダクタイル鑄鉄管内面エポキシ樹脂粉体塗装検査施行要項 対比表**

改 正 前	改 正 後	備 考
	<p style="text-align: center;">日 本 水 道 協 会 水道用ダクタイル鑄鉄管内面エポキシ樹脂粉体塗装検査施行要項（追補）</p> <p style="text-align: right;">令和 2 年 2 月 27 日一部改正</p> <p>日本水道協会水道用ダクタイル鑄鉄管内面エポキシ樹脂粉体塗装検査施行要項 平成30年3月30日を次のように一部改正する。</p>	<p style="color: red;">浸出性能の基準値を削除し、「日本水道協会検査通則」を参照するよう改める。</p>
	<p><b>表 2</b> の基準を「日本水道協会水道用品検査通則の<b>別表 1</b>による。」に置き換える。</p>	

日本水道協会水道用液状エポキシ樹脂塗料塗装方法検査施行要項 対比表

改 正 前	改 正 後	備 考
	<p>日 本 水 道 協 会 水道用液状エポキシ樹脂塗料塗装方法検査施行要項（追補）</p> <p>令和 2 年 2 月 27 日一部改正</p> <p>日本水道協会水道用液状エポキシ樹脂塗料塗装方法検査施行要項 平成 20 年 3 月 31 日を次のように一部改正する。</p>	<p>浸出性能の基準値を削除し、「日本水道協会検査通則」を参照するよう改める。</p>
	<p><b>表 1</b> の品質規定を「日本水道協会水道用品検査通則の<b>別表 1</b> による。」に置き換える。ただし、バルブ類の規定値は現行通り[ ]内数値とする。</p>	



**日本水道協会水道用無溶剤形エポキシ樹脂塗料塗装方法検査施行要項 対比表**

改 正 前	改 正 後	備 考
	<p style="text-align: center;">日 本 水 道 協 会 水道用無溶剤形エポキシ樹脂塗料塗装方法検査施行要項 (追補)</p> <p style="text-align: right;">令和 2 年 2 月 27 日一部改正</p> <p>日本水道協会水道用無溶剤形エポキシ樹脂塗料塗装方法検査施行要項 平成 25 年 11 月 19 日を次のように一部改正する。</p>	<p>浸出性能の基準値を削除し、「日本水道協会検査通則」を参照するよう改める。</p>
	<p><b>表 1</b> の品質規定を「日本水道協会水道用品検査通則の<b>別表 1</b> による。」に置き換える。 ただし、バルブ類の規定値は現行通り[ ]内数値とする。</p>	